（目的）

1. この細則は、奈良教育大学学位規則（平成１６年奈良教育大学規則第２８１号。以下「学位規則」という。）第１０条の規定に基づき、その運用に関し必要な事項を定める。

第１款　修士課程

（学位論文等の提出期限及び題目の提出）

第２条　学位規則第２条に規定する学位論文等の提出期限は、１月２０日午後５時までとする。ただし、この日が土曜日又は日曜日であるときは、その直後の月曜日の午後５時までとする。

２　研究指導教員の認める理由により期限までに学位論文等を提出しなかった者及び学位論文等の審査に合格しなかった者は、翌年度の８月２０日午後５時までに学位論文等を提出することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

３　学位論文等を提出しようとする者は、奈良教育大学大学院修士課程に１年以上在学し、１５単位以上を修得して、９月３０日までに、研究指導教員の承認を得て、その題目を学長に届け出なければならない。

（学位論文等の審査請求届の提出期限）

第３条　学位論文等の審査を受けようとする者は、１２月１０日までに審査請求届を学長に提出しなければならない。ただし、前条第２項に規定する者は、翌年度の６月１０日までとする。

（最終試験の実施期日）

第４条　学位規則第３条第５項に規定する最終試験は、２月１４日までに行う。ただし、第２条第２項の定めるところにより学位論文等を提出した者については、翌年度の９月１０日までに行う。

1. 専門職学位課程

（学位研究報告書の提出期限及びテーマの提出）

第５条　学位規則第２条の２に規定する学位研究報告書の提出期限は、１月２０日午後５時までとする。ただし、この日が土曜日又は日曜日であるときは、その直後の月曜日の午後５時までとする。

２　指導教員の認める理由により期限までに学位研究報告書を提出しなかった者及び学位研究報告書の審査に合格しなかった者は、翌年度の８月２０日午後５時までに学位研究報告書を提出することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

３　学位研究報告書を提出しようとする者は、奈良教育大学大学院専門職学位課程に１年以上在学し、２５単位以上を修得して、９月３０日までに、指導教員の承認を得て、そのテーマを学長に届け出なければならない。

（学位研究報告書の審査請求届の提出期限）

第６条　学位研究報告書の審査を受けようとする者は、１２月１０日までに審査請求届を学長に提出しなければならない。ただし、前条第２項に規定する者は、翌年度の６月１０日までとする。

（最終試験の実施期日）

第７条　学位規則第３条の２第３項に規定する最終試験は、２月１４日までに行う。ただし、第６条第２項の定めるところにより学位研究報告書を提出した者については、翌年度の９月１０日までに行う。